

第81回 定時株主総会

招集ご通知

2022年4月1日 ▶ 2023年3月31日



2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）



場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階
「桜」の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧に変更となりましたが、本株主総会においては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面を株主の皆様にご送付しております。

なお、ご送付している書面の頁番号、目次、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっており、省略された事項がある箇所では、頁番号、項番等が連続していない場合がありますので、ご了承ください。

株式会社 T & K TOKA

証券コード 4636



目次

■ 第81回定時株主総会招集ご通知

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

■ 事業報告

■ 連結計算書類

■ 計算書類

■ 監査報告書

証券コード 4636

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株主各位

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1

株式会社 T & K TOKA

代表取締役社長 増田至克

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第81回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.tk-toka.co.jp/corp/ir/shareholder.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、後記または電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2023年6月23日（金曜日）午前10時**
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 「桜」の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

ご来場される場合のお願い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。

1. 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧に変更となりました。
2. 本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 事業報告の「株式に関する事項」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
3. 決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。
4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
5. その他、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応等、変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。下記URLをご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tk-toka.co.jp>

議決権行使についてのご案内

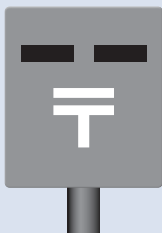
当社では、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面または電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



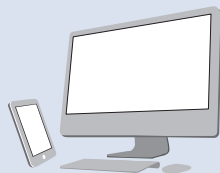
株主総会への出席による議決権の行使

株主総会日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時開催
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。
議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。



書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分必着
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期間に到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで
インターネットによる議決権の行使の詳細につきましては次ページをご参照ください。



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (9:00~21:00)

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

将来の事業展開に備えた財務体質の強化を図るとともに、安定的な配当を業績に応じて行うことを基本方針とし、中長期的な連結配当性向を50%以上とすることを目標としております。

今後の事業展開等を勘案して当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は452,279,060円となります。なお、2022年12月に中間配当として1株につき金20円をお支払いしておりますので、通期では1株につき金40円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

当社を取り巻く事業環境は大きく変化しており、企業価値向上に向けて取締役会が果たすべき役割の重要性は益々高まっております。当社取締役会がより高いレベルの実効性発揮を目指す上で、より活発な議論を促す目的のもと、取締役の人数を削減することといたしました。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）を4名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者 番号	氏名	現在の地位	取締役会 出席状況
1 再任	たか み ざわ あき ひろ 高見沢昭裕	取締役	100% (20回/20回)
2 再任	なか ま かず ひこ 中間和彦	常務取締役	95% (19回/20回)
3 再任	せき ね ひで あき 関根秀明	取締役	100% (16回/16回) (注)

(注) 取締役関根秀明氏は、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会にて選任されたため、選任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者
番号

1

たか み ざわ あき ひろ
高見沢昭裕

再任



生年月日

1970年2月24日生

取締役会への出席回数

20回/20回

所有する当社の株式数

5,673株

略歴、当社における地位、担当

1994年 9月 当社入社
2008年 3月 杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）総経理
2021年 4月 インキ事業統括本部海外インキ営業統括部統括部長
2021年 6月 取締役インキ事業統括本部海外インキ営業統括部統括部長
2022年 6月 取締役インキ事業統括本部統括本部長
兼海外インキ営業統括部統括部長
2023年 1月 取締役インキ事業統括本部統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

高見沢昭裕氏は、入社以来、長年にわたり海外業務に携わり、杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）総経理を務め、強いリーダーシップを発揮し、最適な業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に尽力しました。現在は、インキ事業部門を統括する取締役として、当社の事業変革について積極的に意見・提言等を行い、事業変革の加速と経営の更なる高度化を強力に押し進め、当社の企業価値向上に貢献しております。指名委員会において、同氏が、当社が定める取締役に求める資質要件を満たしており、長期ビジョン及び中期経営計画の達成を目指して業務執行の陣頭指揮を執っていく役割を果たすことができると判断されたことを踏まえ、取締役候補者といいたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合、代表取締役社長に選定するとともに、報酬委員会の委員に選定する予定です。

候補者
番号

2

なか ま かず ひこ
中 間 和 彦

再任



生年月日

1967年2月14日生

取締役会への出席回数

19回/20回

所有する当社の株式数

13,310株

略歴、当社における地位、担当

- 1989年4月 当社入社
- 2007年1月 杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）技術総監
- 2011年4月 技術本部研究第一グループチーフリーダー
- 2015年6月 取締役技術本部研究第一グループチーフリーダー
- 2017年6月 取締役技術本部本部長兼研究第一グループチーフリーダー
- 2018年4月 取締役技術本部本部長
- 2020年10月 取締役インキ事業統括本部統括本部長
物流部・調達部・品質保証部管掌
- 2021年4月 取締役インキ事業統括本部統括本部長
調達部・品質保証部管掌
- 2022年6月 常務取締役インキ事業統括本部・微分散品統括部・機能性
樹脂統括部・調達部・品質保証部担当
滋賀事業所管掌（現任）

取締役候補者とした理由

中間和彦氏は、長きにわたり研究開発業務に携わり、現在は、インキ事業、機能性材料、調達、品質保証の各部門を担当する取締役として、現中期経営計画 [With You toward 2024]、長期ビジョンを策定し、採算性の低い事業の撤退等、当社の構造改革に大きく貢献しております。指名委員会において、同氏が、当社が定める取締役に求める資質要件を満たしており、特に「生産・研究開発」の分野における役割発揮が期待され、引き続き豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することができるかと判断されたことを踏まえ、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

せき ね ひで あき
関 根 秀 明

再任



生年月日

1968年12月24日生

取締役会への出席回数

16回/16回

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
 2009年 4月 株式会社みずほ銀行 板橋支店副支店長
 2012年 7月 同行 小山支店支店長
 2016年 4月 同行 川越支店支店長
 2019年 4月 同行 千束町支店支店長
 2021年 6月 当社に出向、同年7月より財務部部长
 2021年12月 株式会社みずほ銀行退職
 2022年 1月 当社入社 財務部部长
 2022年 6月 取締役管理統括本部統括副本部長兼財務部部长（現任）

取締役候補者とした理由

関根秀明氏は、長年にわたる金融機関での勤務経験により、金融・会計・財務の分野における専門的知見を有しております。2021年7月より財務部部长を務め、現在は、管理部門を統括し、IR及び情報管理を担当する取締役として積極的に意見・提言等を行い、特に財務基盤の改善と株主価値の持続的向上に寄与し、企業価値の向上に貢献しております。指名委員会において、同氏が、当社が定める取締役に求める資質要件を満たしており、特に、コーポレート・ガバナンスの高度化や、組織のリテラシーと戦略構築の分野における役割発揮が期待され、引き続き取締役会の意思決定機能を強化することができると判断されたことを踏まえ、取締役候補者といたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合、指名委員会の委員に選定する予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の填補を対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（31ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、各候補者の任期中に当該保険契約の更新期が到来した場合には、同内容で更新する予定です。
3. 監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、指名委員会が取締役会へ答申した各候補者について、その審議プロセス及び評価方法を確認した結果に加え、当事業年度における業務執行状況及び業績、あるいは資質、能力、経験等の観点から、各候補者が当社の取締役として適任であると判断いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者 番号		氏名	現在の地位	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	再任 社外	おお たか けん じ 大 高 健 司	取締役	100% (20回/20回)	100% (17回/17回)
2	再任 社外 独立役員	の ぐち さと し 野 □ 郷 司	取締役	100% (20回/20回)	100% (17回/17回)
3	再任 社外 独立役員	はなぶさ こう いち 英 公 一	取締役	100% (20回/20回)	100% (17回/17回)
4	再任 社外 独立役員	き むら ひで あき 木 村 英 明	取締役	93% (15回/16回) (注)	100% (12回/12回) (注)

(注) 取締役木村英明氏は、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会にて選任されたため、選任後に開催された取締役会・監査等委員会の出席状況を記載しております。

候補者
番号

1

おお たか けん じ

大 高 健 司

再任

社外



生年月日

1952年5月12日生

取締役会への出席回数

20回/20回

監査等委員会への出席回数

17回/17回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

8年

略歴、当社における地位、担当

- 1999年 4月 ホンダカーズフィリピン社長 (2002年 9月退任)
- 2002年 10月 ホンダプロスペクトモーター (インドネシア) 社長
(2007年 3月退任)
- 2007年 4月 ホンダオートモビルタイランド社長 (2009年 3月退任)
- 2009年 4月 株式会社ホンダカーズ愛知副社長
- 2010年 4月 同社社長
- 2014年 4月 同社相談役 (2014年 5月退任)
- 2014年 8月 株式会社ホンダコンサルティングエグゼクティブコンサル
タント (2017年 4月退任)
- 2015年 6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大高健司氏は、国際的な大企業のグループ会社経営者として豊富な経験と、高い見識によりグローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、独立した立場で監督し、企業価値の向上に貢献しております。指名委員会において、同氏が、当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、「国際ビジネス」、特に東南アジアにおける企業経営の分野における役割発揮が期待され、引き続き監査等委員として力が発揮できると判断されたことを踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

の ぐち さと し
野 □ 郷 司

再任 社外

独立役員



生年月日

1952年7月14日生

取締役会への出席回数

20回/20回

監査等委員会への出席回数

17回/17回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会最終時)

6年

略歴、当社における地位、担当

1977年 4月 株式会社日本長期信用銀行入行
1998年 10月 株式会社新生銀行名古屋支店長
2004年 10月 株式会社アプラスに出向、同社執行役員
2005年 2月 同社CFO取締役常務執行役員
2008年 10月 株式会社新生銀行退職、株式会社アプラスCFO取締役常務執行役員
2011年 4月 株式会社アプラスフィナンシャルCEO代表取締役社長執行役員
2016年 6月 同社相談役 (2017年6月退任)
2017年 6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野口郷司氏は、長きにわたり上場企業の経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、指名委員会委員長として取締役候補者選定、社長の後継者計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成といった指名委員会の活動に貢献しています。指名委員会において、同氏が、当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特にコーポレート・ガバナンスの高度化及び「人事・労務・人材開発」の分野における役割発揮が期待され、引き続き監査等委員として力が発揮でき、また、指名委員会委員長としてリーダーシップを発揮することができるかと判断されたことを踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

はなぶさ こう いち

英 公 一

再任

社外

独立役員



生年月日

1958年7月9日生

取締役会への出席回数

20回/20回

監査等委員会への出席回数

17回/17回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

3年11ヶ月

略歴、当社における地位、担当

- 1981年10月 アーンスト・アンド・ウィニー公認会計士共同事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2003年7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員
- 2008年10月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）金融部門長
- 2010年8月 同法人常務理事
- 2012年8月 同法人経営専務理事、監査業務本部長、金融事業部長
- 2014年7月 同法人理事長（2016年1月理事長退任、同年6月同法人退職）
- 2016年7月 英公認会計士事務所公認会計士（現任）
- 2019年7月 当社取締役（現任）
- 2020年3月 株式会社コーチ・エィ社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2021年6月 株式会社エフエム東京社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

- 2014年7月 損害保険契約者保護機構監事
- 2016年7月 英公認会計士事務所公認会計士
- 2020年3月 株式会社コーチ・エィ社外取締役（監査等委員）
- 2021年6月 株式会社エフエム東京社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

英公一氏は、公認会計士としての企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験が当社の経営及び監査・監督機能に活かされ、取締役会の監督機能や意思決定機能の強化に貢献しており、また報酬委員会委員長として取締役報酬の業績連動報酬と株式報酬割合の変更や業績連動報酬のKPIの見直し等、株主目線の報酬体系への強化を図っており報酬委員会の活動に貢献しています。指名委員会において、同氏が、当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「財務・会計」及び「法務・コンプライアンス」の分野における役割発揮が期待され、引き続き監査等委員として力が発揮でき、また、報酬委員会委員長としてリーダーシップを発揮することができると判断されたことを踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しております。

候補者
番号

4

き むら ひで あき
木 村 英 明

再 任

社 外

独立役員



生年月日

1962年2月4日生

取締役会への出席回数

15回/16回

監査等委員会への出席回数

12回/12回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

1年

略歴、当社における地位、担当

1994年4月 東京弁護士会登録

1994年4月 中村光彦法律事務所入所（2000年9月退職）

2000年10月 四谷東法律事務所開所（現任）

2020年4月 東京弁護士会副会長（2021年3月退任）

2020年4月 日本弁護士連合会常務理事（2021年3月退任）

2022年4月 中央大学大学院法務研究科（法科大学院）客員教授（現任）

2022年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

2000年10月 四谷東法律事務所弁護士

2022年4月 中央大学大学院法務研究科（法科大学院）客員教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木村英明氏は、弁護士としての専門的知見・経験と経営から独立した視点が、当社の経営の監督並びにコーポレート・ガバナンスの強化に活かされ、経営の透明性、健全性の確保を通じて企業価値の向上と取締役会の監督機能の強化に貢献しております。指名委員会において、同氏が、当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「法務・コンプライアンス」の分野における役割発揮が期待され、引き続き監査等委員である社外取締役として力が発揮できると判断されたことを踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏が取締役に選任された場合、指名委員会及び報酬委員会の委員に選定する予定です。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大高健司氏、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大高健司氏、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合には、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、大高健司氏、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。大高健司氏、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏の再任が承認された場合は、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の填補を対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（31ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、各候補者の任期中に当該保険契約の更新期が到来した場合には、同内容で更新する予定です。

(ご参考)

【取締役の選任に関する方針と手続】

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役として相応しい優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を指名しています。

社外取締役を含む指名委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定されます。

【独立役員選任基準】

1. 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 就任前の10年以内において、当社グループ（当社及び当社の関係会社をいう、以下同じ）の業務執行者（業務執行取締役及び従業員をいう、以下同じ）でないこと
 - (2) 就任前の3年以内において、当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与でないこと
 - (3) 就任前の3年以内において、当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）またはその業務執行者でないこと
 - (4) 就任前の3年以内において、当社グループの主要な取引先（当社グループとの取引において、支払額または受取額が当社グループまたは取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業）の業務執行者でないこと
 - (5) 就任前の3年以内において、当社グループの会計監査人に所属する者でないこと
 - (6) 就任前の3年以内において、当社グループから役員報酬以外に、専門的な助言やサービスなどに対して年間1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を受領している弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタント等専門的サービスを提供している者でないこと
 - (7) 就任前の3年以内において、当社グループとの間で、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
 - (8) 就任前の3年以内において、当社グループが年間1,000万円以上の寄付、融資、債務保証を行っている先またはその出身者でないもの
 - (9) 就任前の3年以内において、当社の連結総資産額の5%を超える金額の借入先及びその関係会社の重要な業務執行者でないこと
 - (10) 独立役員の確保に係る企業行動規範の精神に照らし、実質的に一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者であること
 - (11) 近親者（配偶者、2親等以内の親族）も併せて上記（1）～（10）に該当すること（重要でない者を除く。）
2. 独立役員の通算の在任期間は、8年間を超えないことを要する。

【第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役の体制】

当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりです。

	氏名	特に専門性を発揮できる分野						指名委員会	報酬委員会
		ESG・経営戦略	法務・コンプライアンス	生産・研究開発	事業戦略・マーケティング	財務・会計	人事・労務・人材開発		
（監査等委員であるものを除く。）	取締役 高見沢 昭裕	●			●			●	●
	中間 和彦			●				●	
	関根 秀明					●		●	
監査等委員である取締役	大高 健司 社外	●			●		●	●	
	野口 郷司 社外 独立役員	●				●	●	●	
	英 公一 社外 独立役員	●	●			●			●
	木村 英明 社外 独立役員		●				●	●	●

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、緩やかな持ち直しの動きが続く一方、ウクライナ情勢等による不透明感や、中国やユーロ圏では一部に弱さや持ち直しテンポの鈍化が見られ、世界的な金融引き締めが進む中で金融資本市場の変動や物価上昇、供給面での制約などがみられました。このような状況は、当社グループにもエネルギー・物流・原材料コストの上昇および調達難をもたらしましたが、グループ会社間の連携により製品の供給継続を確保し、各地域への拡販に注力するとともに販売価格の改定を進め、また事業運営の効率化を推進いたしました。

この結果、当社グループの業績は、売上高は、436億67百万円（前年同期比1.8%減）となりました。一般UVインキをはじめとする印刷インキは、海外市場を中心とした拡販に加え、幅広い製品において諸コスト上昇に対する販売価格への反映を進め増収となりましたが、機能性材料においてはF P Dの供給過剰による生産調整・在庫調整の影響からカラーフィルター用顔料分散液の出荷が大幅に落ち込みました。

営業利益は、4億24百万円（前年同期比86.0%増）となりました。諸コストの増加に対し、幅広い製品において継続的に販売価格の改定に取り組み、また各地域への拡販を進め、経費の削減に努めた結果、増益となりました。

経常利益は、18億53百万円（前年同期比7.0%減）となりました。持分法による投資利益や為替差益の減少によるものです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、11億7百万円（前年同期比58.2%減）でした。前年同期は香港の連結子会社の固定資産売却益を特別利益に計上していたことから、減益となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
43,667百万円 前年同期比1.8%減	424百万円 前年同期比86.0%増	1,853百万円 前年同期比7.0%減	1,107百万円 前年同期比58.2%減

なお、当社グループは印刷インキ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、13億58百万円でした。その主なものは、埼玉工場生産設備5億44百万円及び浙江迪克東華精細化工有限公司の生産設備等4億7百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、当該契約に基づく実行残高は17億円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

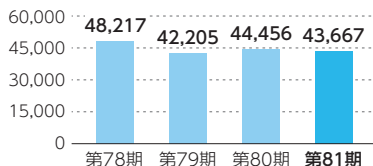
当連結会計年度ならびに過去3期の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

① 企業集団の財産及び損益の状況

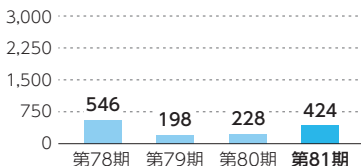
区 分	第78期 (2020年3月期)	第79期 (2021年3月期)	第80期 (2022年3月期)	第81期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	48,217	42,205	44,456	43,667
営業利益 (百万円)	546	198	228	424
経常利益 (百万円)	1,293	1,088	1,992	1,853
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	158	1,323	2,651	1,107
1株当たり当期純利益 (円)	6.74	58.39	117.64	49.29
総資産 (百万円)	67,950	67,435	70,306	67,845
純資産 (百万円)	42,957	44,743	48,296	49,124

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。第81期の1株当たり当期純利益は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第78期の親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失8億31百万円を計上したことにより減益となっております。
3. 第79期の親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益5億36百万円、持分法適用関連会社である杭華油墨股份有限公司の第三者割当増資に伴う持分変動利益2億95百万円の計上等により増益となっております。
4. 第80期の親会社株主に帰属する当期純利益は、高付加価値製品の販売が堅調に推移したこと、為替差益6億64百万円、固定資産売却益12億95百万円の計上等により増益となっております。
5. 第81期の親会社株主に帰属する当期純利益は、持分法による投資利益及び為替差益の減少、並びに固定資産売却益の減少により減益となっております。

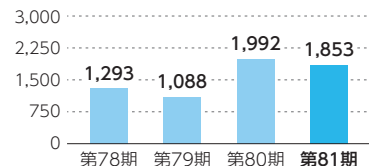
■ 売上高 (単位: 百万円)



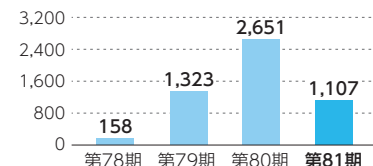
■ 営業利益 (単位: 百万円)



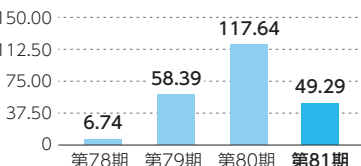
■ 経常利益 (単位: 百万円)



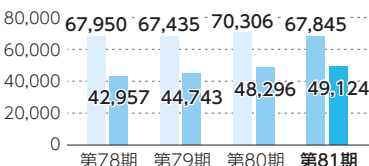
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



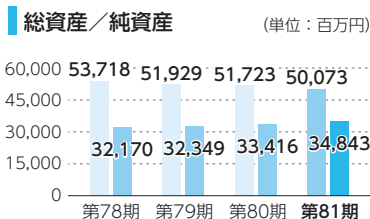
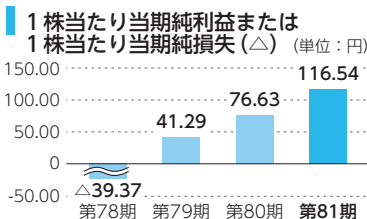
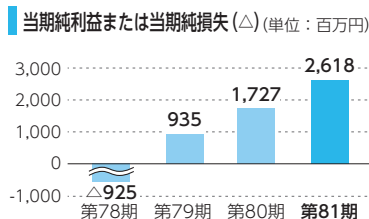
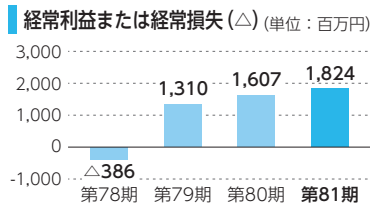
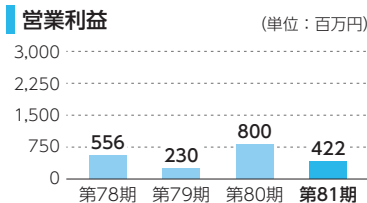
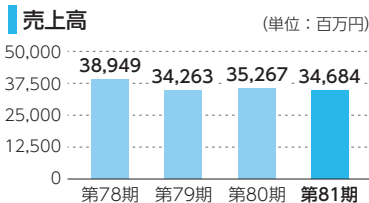
■ 総資産／純資産 (単位: 百万円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第78期 (2020年3月期)	第79期 (2021年3月期)	第80期 (2022年3月期)	第81期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	38,949	34,263	35,267	34,684
営業利益 (百万円)	556	230	800	422
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	△386	1,310	1,607	1,824
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	△925	935	1,727	2,618
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△39.37	41.29	76.63	116.54
総資産 (百万円)	53,718	51,929	51,723	50,073
純資産 (百万円)	32,170	32,349	33,416	34,843

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。第81期の1株当たり当期純利益は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第78期の当期純損失は、前事業年度より受取利息及び配当金が5億29百万円増加したこと、関係会社株式売却益2億39百万円を計上したものの、貸倒引当金繰入額16億26百万円、関係会社株式評価損5億10百万円を計上したことによります。
3. 第79期の当期純利益は、受取利息及び配当金10億51百万円、補助金収入1億35百万円を計上したことにより増益となっております。
4. 第80期の当期純利益は、高付加価値製品の販売が堅調に推移したこと、経費節減に努めたことにより増益となっております。
5. 第81期の当期純利益は、子会社清算益13億57百万円、受取利息及び受取配当金7億96百万円を計上したことにより増益となっております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東北東華色素株式会社	40百万円	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
韓国特殊インキ工業株式会社	1,132百万ウォン	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
株式会社チマニートオカ	112,968百万ルピア	72.6%	各種印刷用インキの製造販売
トオカ（タイランド）株式会社	2百万バーツ	49.0%	各種印刷用インキの製造販売
浙江迪克東華精細化工有限公司	176百万元	100.0%	ファインケミカル製品の製造販売
T&K TOKA U.S.A., INC.	3,200千米ドル	100.0%	各種印刷用インキの販売
Van Son Holland Ink Corporation of America	0千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売
Midwest Ink Co.	50千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売

- (注) 1. ()内の数字は、間接所有持分であります。
2. 当連結会計年度において、東華油墨国際（香港）有限公司及びRoyal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.は清算終了いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2030年に向けて、「経済価値の向上と環境・社会価値の向上を両立し、長期に持続する在り方を構築する」ため、事業面においては「ドメインを明確化、経営資源を適切に配分し、当社グループならではの共通価値を創造」してまいります。

① 2030年ビジョン

◆ 個人と組織が共に成長し、社会から信頼されるグローバル企業となる

ステークホルダーとの共創を通じて、2030年度に向けた数値目標の達成を目指します。また、社会及び対面産業の構造変化を的確に捉え、製品ポートフォリオの改革を進めながらサステナブルな社会の実現に資する製品開発と課題解決型ビジネスモデルへの転換を推進し、社会と自社の持続的成長を実現します。

② 外部環境と課題認識

企業価値向上のため、下記課題に対し取り組み施策を実行してまいります。

外部環境



持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する明確な要請



デジタル化の進展による産業構造の変化



ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの浸透と価値観・働き方の多様化



社会・地球環境問題への対応と経済的価値向上の両立に対する要請の高まり

課題認識

財務・資本収益性

- 資本コストを下回る資本収益性 (= 低ROE)
- 資本性の低い非事業用資産の削減

事業戦略

- 原価率・販管費率の悪化
- 有形固定資産の増加に対し、利益率は低迷 (= 投資が収益に繋がっていない)

ガバナンス体制

- 企業価値向上のための最適スキルセットの再考
- 投資・M&Aに関する監督強化

取り組み施策

- 事業戦略の取り組みによる収益性の改善
- バランスシートの見直し

- 「量から質へ」成長方針の転換
- サステナビリティ貢献製品への事業集中

- 取締役会構成の見直し
- 投資委員会による投資規律の維持強化

③ 長期計画2030・中期経営計画 “With You toward 2024”

当社は、環境・社会価値と経済価値の両立を目指すE S G経営を軸として、2030年に目指す姿とその実現に向けた重要課題からバックカスティングし、2025年3月期を最終年度とする第二期中期経営計画「With You toward 2024」を策定いたしました。



第二期中計 “With You toward 2024”の目指す方向性		取り組み事項
事業戦略	<p>1. 収益力の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> UVインキ、機能性材料の各製品群へ経営資源を集中配分し、その他の製品群については合理化の徹底または撤退 「製品＋サービス」組合せ価値提供モデルの構築により収益力強化を図る <p>2. 注力する製品群と地域の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本格的な世界進出と新領域開拓に向け、国内・海外（地域別）事業戦略の再構築と実施、環境対応製品（省エネ・バイオマス化等）の拡充を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 社内における収益に対する意識を再度徹底。印刷インキ事業、機能性材料事業における値上げ交渉を迅速に開始 DAYプランケット（2022年8月）、金属（コーティング及び艶ニス）インキ（2022年9月）、グラビア及びフレキソインキ（2023年1月）の事業譲渡や撤退を決議 ベトナムとフィリピンにおけるUVインキのシェア増大に向けた活動を開始、欧州・米国の本格的な販路拡大を図る
	<p>株主還元方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な連結配当性向を30%から50%へと引き上げ <p>キャッシュアロケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存事業で創出した営業キャッシュフローを設備・開発投資やM&Aなどへ優先的に振り向け、配当についても安定的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> 成長領域に資金を振り向けていくために、政策保有株式の売却に限らず、ノンコア資産の現金化も積極的に進めていく予定 成長投資については、従来の「溶剤型インキ」から「EBインキ」への転換を実現させるための設備・研究開発投資を予定
財務・資本政策		

④ 2024年3月期における重点施策

◆ 印刷インキ製品

「軟包装分野へのE Bインキ展開に向けた活動」、「ラベル、紙器分野へのUVインキ拡販に向けた製品開発及び販売促進」、「UVインキへの集中のための基盤整備」

◆ 機能性材料製品

「浙江迪克東華精細化工有限公司の事業立ち上げ」、「新規開発目標の達成」、「生産キャパシティの引き上げ」

◆ 事業を支える基盤整備

「IRの質的向上」、「IT基盤整備」、「人材育成の推進」

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

印刷インキ

印刷インキ（オフセットインキ・グラビアインキ等）、印刷機及び印刷関連機材（ブランケット等）、機能性樹脂、精密分散品等の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社：埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1
事 業 所：滋賀事業所（滋賀県草津市）
支 店：関東北支店（埼玉県入間郡）・名古屋支店（愛知県小牧市）
大阪支店（大阪府東大阪市）・福岡支店（福岡県糟屋郡）

② 子会社

東北東華色素株式会社：宮城県仙台市
韓国特殊インキ工業株式会社：大韓民国仁川広域市
株式会社チマニートオカ：インドネシア共和国西部ジャワ州ボゴール県
トオカ（タイランド）株式会社：タイ王国サムットプラカーン県
浙江迪克東華精細化工有限公司：中華人民共和国浙江省嘉興市
T&K TOKA U.S.A., INC.：アメリカ合衆国イリノイ州
Van Son Holland Ink Corporation of America：アメリカ合衆国イリノイ州
Midwest Ink Co.：アメリカ合衆国イリノイ州

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,122名 (72名)	49名減 (12名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
636名 (46名)	33名減 (3名増)	39.9歳	16.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほフィナンシャルグループ	4,970百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	60,000,000株
② 発行済株式の総数	22,664,240株
③ 株主数	5,034名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,678千株	7.42%
ザ バンク オブ ニューヨーク-ジャスディック トリーティ- アカウント	1,262千株	5.58%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	1,095千株	4.84%
有限会社コウシビ	1,051千株	4.65%
株式会社みずほ銀行	988千株	4.36%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505303	842千株	3.72%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	800千株	3.54%
T&K TOKA社員持株会	781千株	3.45%
明治安田生命保険相互会社	756千株	3.34%
上田 美香子	750千株	3.31%

- (注) 1. 当社は、自己株式を50,287株所有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) への株式報酬制度のために設定した株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する株式234,600株は含めておりません。
2. 株式会社みずほ銀行の株式数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式987千株を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。

3. 2023年1月16日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ニッポン・アクティブ・バリュアー・ファンド（Nippon Active Value Fund PLC）、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（Dalton Investments LLC）、マイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレッド・トゥエンティ・ファイブ・エルエルシー（Michael 1925 LLC）が2023年1月6日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（Dalton Investments LLC）については、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	保有株券等の数	株券等保有割合
ニッポン・アクティブ・バリュアー・ファンド (Nippon Active Value Fund PLC)	523,000株	2.31%
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)	4,358,436株	19.23%
マイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレ ッド・トゥエンティ・ファイブ・エルエルシー (Michael 1925 LLC)	157,200株	0.69%
合 計	5,038,636株	22.23%

4. 2023年3月23日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）が2023年3月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	保有株券等の数	株券等保有割合
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	1,377,500株	6.08%

5. 2023年3月6日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村証券株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）、野村アセットマネジメント株式会社が2023年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	保有株券等の数	株券等保有割合
野村証券株式会社	6,336株	0.03%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	284,800株	1.26%
野村アセットマネジメント株式会社	425,500株	1.88%
合 計	716,636株	3.16%

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	14,200株	4名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	－株	一名
監査等委員である取締役	－株	一名

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の数と概要

発行回次 (発行決議の日)	新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額	権利行使価額	権利行使期間
第1回新株予約権 (2013年6月21日)	146個	普通株式 29,200株(注)	175,800円	1円/株	2013年7月9日から 2043年7月8日まで
第2回新株予約権 (2014年6月20日)	181個	普通株式 36,200株(注)	175,800円	1円/株	2014年7月9日から 2044年7月8日まで
第3回新株予約権 (2015年6月19日)	181個	普通株式 36,200株(注)	182,000円	1円/株	2015年7月8日から 2045年7月7日まで
第4回新株予約権 (2016年6月17日)	181個	普通株式 36,200株(注)	110,800円	1円/株	2016年7月6日から 2046年7月5日まで
第5回新株予約権 (2017年6月22日)	154個	普通株式 30,800株	182,000円	1円/株	2017年7月11日から 2047年7月10日まで
第6回新株予約権 (2018年6月21日)	154個	普通株式 30,800株	177,200円	1円/株	2018年7月11日から 2048年7月10日まで
第7回新株予約権 (2019年6月20日)	154個	普通株式 30,800株	126,000円	1円/株	2019年7月10日から 2049年7月9日まで
第8回新株予約権 (2020年6月19日)	154個	普通株式 30,800株	92,800円	1円/株	2020年7月9日から 2050年7月8日まで
第9回新株予約権 (2021年6月18日)	146個	普通株式 29,200株	110,200円	0円/株	2021年7月8日から 2051年7月7日まで

(注) 当社は2016年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的である株式の数を調整しております。

(2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）

発行回次 (発行決議の日)	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）		
	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第1回新株予約権 (2013年6月21日)	62個	12,400株（注）	1名
第2回新株予約権 (2014年6月20日)	81個	16,200株（注）	2名
第3回新株予約権 (2015年6月19日)	100個	20,000株（注）	3名
第4回新株予約権 (2016年6月17日)	100個	20,000株	3名
第5回新株予約権 (2017年6月22日)	100個	20,000株	3名
第6回新株予約権 (2018年6月21日)	100個	20,000株	3名
第7回新株予約権 (2019年6月20日)	100個	20,000株	3名
第8回新株予約権 (2020年6月19日)	100個	20,000株	3名
第9回新株予約権 (2021年6月18日)	119個	23,800株	4名

(注) 当社は2016年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的である株式の数を調整しております。

(3) 当事業年度に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増田 至 克	経営全般、経営企画部・内部監査室担当
常務取締役	中間 和 彦	インキ事業統括本部・微分散品統括部・機能性樹脂統括部・調達部・品質保証部担当 滋賀事業所管掌
取締役	栗本 隆 一	管理統括本部統括本部長
取締役	高見 沢 昭 裕	インキ事業統括本部統括本部長
取締役	関根 秀 明	管理統括本部統括副本部長兼財務部部長
取締役	葉山 彩 蘭	淑徳大学経営学部専任教授 法政大学グローバル教養学部兼任講師 日本経営倫理学会副会長
取締役	岩本 信 徹	株式会社Sedibus Corporate Advisory代表取締役 株式会社マイク・グレー代表取締役
取締役 (監査等委員)	大高 健 司	
取締役 (監査等委員)	野口 郷 司	
取締役 (監査等委員)	英 公 一	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士 株式会社コーチ・エイ社外取締役 (監査等委員) 株式会社エフエム東京社外監査役
取締役 (監査等委員)	木村 英 明	四谷東法律事務所弁護士 中央大学大学院法務研究科 (法科大学院) 客員教授

- (注) 1. 取締役葉山彩蘭氏、岩本信徹氏、大高健司氏、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 英公一氏は、公認会計士として企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役葉山彩蘭氏、大高健司氏、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由
当社は、監査等委員会設置会社へ移行後、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、その理由は次のとおりです。
当社は、監査等委員会設置会社として、内部監査室を中心とする内部統制システムを所管する部門及びその他の部門の協力を得て監査等を行う体制が整備されているためです。
5. 2022年6月24日開催の第80回定時株主総会において、関根秀明氏、葉山彩蘭氏、岩本信徹氏及び木村英明氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 吉村彰氏及び磯貝厚太氏は、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

7. 取締役（監査等委員）木田卓寿氏は、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。
 8. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
増田至克	経営全般、経営企画部・内部監査室担当	経営全般、経営企画部・内部監査室・財務部・IT統括部・総務部管掌	2022年6月1日
栗本隆一	取締役管理統括本部統括本部長	取締役インキ事業統括本部統括副本部長	2022年6月1日
中間和彦	常務取締役インキ事業統括本部・微分散品統括部・機能性樹脂統括部・調達部・品質保証部担当 滋賀事業所管掌	取締役インキ事業統括本部統括本部長 調達部・品質保証部管掌	2022年6月24日
高見沢昭裕	取締役インキ事業統括本部統括本部長 兼海外インキ営業統括部統括部長	取締役インキ事業統括本部 海外インキ営業統括部統括部長	2022年6月24日
	取締役インキ事業統括本部統括本部長	取締役インキ事業統括本部統括本部長 兼海外インキ営業統括部統括部長	2023年1月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役葉山彩蘭氏、岩本信徹氏、大高健司氏、野口郷司氏、英公一氏及び木村英明氏と会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定により、損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は以下のとおりです。

- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の概要は以下のとおりです。

- ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としています。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれていないようするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

(4) 取締役の報酬等

当社は、2022年5月10日に、取締役の報酬等の決定方針を以下の事項を取締役会で決議しております。

【取締役の報酬等に関する基本方針】

当社の取締役の報酬は、短期の業績達成及び中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は金銭報酬としての基本報酬、賞与及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役については職務に鑑み、基本報酬のみとする。

1. 個人別の報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く。)の額またはその算定方法の決定に関する方針
 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、役位・役職による職責を踏まえた競争力のある報酬水準を設定することで優秀な人材を確保するため、役位によって決まる報酬テーブルに基づき決定する月例の固定報酬とする。
2. 個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針
 業績連動報酬は、短期インセンティブとしての賞与の他、長期インセンティブとして、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に株式交付信託による株式報酬とし、役位及び業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて支給する。

業績指標	2023年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率 2024年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率 2025年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率、自己資本利益率（ROE）
目標値	目標となる値は、中期経営計画の当該年度の計画値及び目標値とし、環境変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえて見直すことを妨げない。
支給時期	賞与：各事業年度定時株主総会終了後2ヶ月以内 株式報酬：原則退任時

3. 個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
 非金銭報酬等は、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式交付信託による株式報酬とし、3年間237百万円を上限に役位及び業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて、原則退任時に交付するものとする。

【株式交付信託報酬制度の概要】

上記2.及び3.に記載の株式交付信託報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

	業績連動報酬 (業績連動ポイント)	非金銭報酬 (固定ポイント)
① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	
② 対象期間	2023年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで	2022年6月24日開催の第80回定時株主総会日の翌日から2025年開催の定時株主総会日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	業績連動ポイント期間につき金129百万円	固定ポイント期間につき金108百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法	
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	当初の業績連動ポイント期間（3事業年度）に183,000ポイント	1事業年度あたり50,700ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時	

4. 報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

報酬等の額は役位に応じて高める設定とする。業績連動報酬の額及び非金銭報酬等の額の個人別の報酬等に対する割合は、役位に応じて高める設定とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議する。報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決議する。

6. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	185 (7)	134 (7)	26 (-)	24 (-)	9 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	31 (31)	31 (31)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 (うち社外取締役)	217 (39)	166 (39)	26 (-)	24 (-)	14 (8)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額300百万円以内(内、社外取締役年額30百万円以内)と決議いただいております。ただし、この限度額に使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は5名(内、社外取締役0名)となります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(内、社外取締役4名)となります。
4. 上記報酬額とは別枠で、取締役(監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。)に対し、2021年6月18日開催の第79回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を年額75百万円を上限として決議いただいております。当事業年度中の費用計上額として非金銭報酬等に4百万円が含まれております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は5名となります。
株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の内容の概要は以下のとおりです。なお、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会において、当該報酬制度は廃止されております。

新株予約権の数の上限	300個を各事業年度毎に係る株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。
新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は、200株とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際してする金銭の払込み、または金銭以外の財産の給付を要しないものとする。
新株予約権の行使の条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って、新株予約権を行使できるものとする。

5. 上記報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対し、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を年額75百万円を上限として決議いただいております。当該業績連動報酬等に12百万円が含まれております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は5名となります。
- 当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容等は以下のとおりです。
- 当該業績連動報酬等（譲渡制限付株式）に係る業績指標は、恒常的な事業の業績を測る利益指標である親会社株主に帰属する当期純利益を選定いたしました。2022年3月期の指標の数値は4億円以上としており、2022年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益は2,651百万円でした。なお、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会において、当該報酬制度は廃止されております。

割り当てる株式の種類及び割当の方法	当社普通株式について発行または処分する。
割り当てる株式の総数	年60,000株以内とする。
払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定する。
譲渡制限期間	払込期日から3年間とする。
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、譲渡制限期間満了前に任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、制限を解除する。
当社による無償取得	譲渡制限の解除条件により解除されなかった割当株式については、当該解除時点後、当社が無償で取得するものとする。

6. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度を3年間で237百万円を上限として決議いただいております。当該業績連動報酬等に3百万円、非金銭報酬等に20百万円が含まれております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は5名となります。
- 当該株式交付信託の内容は、(4) 取締役の報酬等 3.個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針に記載のとおりです。
- 当該株式交付信託の内、業績連動報酬に係る業績指標は、(4) 取締役の報酬等 2.個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針に記載のとおりであり、中長期の業績（中期経営計画）と連動させ、本業の収益性としての連結営業利益率、恒常的な事業の業績を測る利益指標である当社グループの連結当期純利益、及び中期経営計画の定量目標にも定めたROE（2025年3月期）を選定いたしました。なお、2023年3月期の業績指標の実績値は、連結当期純利益1,107百万円、連結営業利益率1.0%となります。
7. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、短期インセンティブとしての賞与を支給しており、当該業績連動報酬等に2百万円が含まれております。当該業績連動報酬等に係る株主総会決議等は注記2.に記載のとおりとなり、業績指標、選定理由及び2023年3月期の業績指標の実績値は、注記6.と同様となります。
8. 報酬等の内容については、取締役会として、報酬委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討が行われた上でされた答申を踏まえ決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役岩本信徹氏は、株式会社Sedibus Corporate Advisory及び株式会社マイク・グレーの代表取締役であります。当社とそれぞれの会社との間にはその他の特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役英公一氏は、株式会社コーチ・エィの社外取締役（監査等委員）及び株式会社エフエム東京の社外監査役であります。当社とそれぞれの会社との間にはその他の特別な関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	社外取締役の活動状況・期待される役割に関して行った職務の内容	取締役会／監査等委員会出席状況
取締役 葉山彩蘭	企業の社会的責任（CSR）やグローバル経営に関する専門的知見によるCSRやESG経営の視点から、適宜必要な発言・助言を行っております。また、サステナビリティ委員会委員として開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 14回／16回（注1）
取締役 岩本信徹	上場企業において経営企画・M&A・事業再生及び企業経営に携わり培った企業価値向上に係る幅広い知識と経験により、当社の経営全体を俯瞰し、適宜必要な発言・助言を行っております。	取締役会 16回／16回（注1）
取締役（監査等委員） 大高健司	国際的な大企業のグループ会社経営者としての経験と高い見識によるグローバルな視点から当社経営全体を俯瞰し、適宜必要な発言・助言を行っております。また、報酬委員会委員及び投資委員会委員として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 20回／20回 監査等委員会 17回／17回
取締役（監査等委員） 野口郷司	金融人及び企業経営者としての経験と豊富な知識により当社の経営全体を俯瞰し、適宜必要な発言・助言を行っております。また、指名委員会委員長、投資委員会委員長、サステナビリティ委員会委員として開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 20回／20回 監査等委員会 17回／17回
取締役（監査等委員） 英公一	公認会計士として企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験から、適宜必要な発言・助言を行っております。また、報酬委員会委員長及び投資委員会委員として開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 20回／20回 監査等委員会 17回／17回
取締役（監査等委員） 木村英明	主に弁護士としての専門的見地及び経営から独立した視点から、適宜必要な発言・助言を行っております。また、指名委員会委員及びサステナビリティ委員会委員として開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 15回／16回（注2） 監査等委員会 12回／12回（注2）

- (注) 1. 取締役葉山彩蘭氏、岩本信徹氏は、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会にて選任されたため、選任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 取締役（監査等委員）木村英明氏は、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会にて選任されたため、選任後に開催された取締役会・監査等委員会の出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬等の前提となる見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章）を定め、それを全ての取締役および使用人に周知徹底します。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス基本規程を取締役および使用人に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備します。また、定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施します。
- ③ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、文書管理規程の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて、規程の見直し等を行います。
- ② 取締役または内部監査室が情報を求めたときは、担当部署は、速やかにその情報を提供します。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告します。
- ② 当社は、リスク管理担当取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当委員会がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督します。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めます。
- ③ 業務の運営については、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保します。

(5) 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- ② 社内規程「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管理・指導する組織を設置し、毎月、各当社グループ会社から実績報告書を受領するとともに、当社グループ会社間の相互理解と協調を図る観点からグループ会議を実施します。
- ③ 当社グループ会社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程を当社グループ会社が整備することを推進し、当社グループ会社におけるリスクマネジメント体制を構築します。
- ④ 当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社および当社グループ会社の監査を行い、報告します。また、内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正を検証します。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置します。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができます。
- ③ 内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会スタッフの任命、評価、異動、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。また、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。
- ② 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室長等の指揮命令を受けません。

(8) 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。
- ② 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができます。

- ③ 当社の監査等委員会がその職務の執行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または当該部署が速やかに監査等委員会に報告します。また、監査等委員会は、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の重要な情報の閲覧を行うこととします。
- ④ 当社の監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ会社において徹底します。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の監査等委員会に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めます。
- ② 当社は、監査等委員会と代表取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人、会計監査人との不定期な意見交換会を開催すること、また、内部監査室との緊密な連携を行うことにより、監査等委員会監査の実効性が高まるように努めます。
- ③ 当社は、監査等委員が監査等委員会の職務執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに支払います。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を当該事業年度において7回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直しを行っているほか、「内部通報規程」により社内外に相談・通報窓口を設置した内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、役職員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、当該事業年度に社内研修を実施するなど、社内教育を定期的にも実施しております。

(2) 損失の危険の管理に関する取り組み

当社は、「リスク管理基本規程」に基づき、リスク管理担当取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当該事業年度において8回開催し、経営に重大な影響を及ぼすリスクの抽出及び対応について検討を行っております。また、上位組織であるサステナビリティ委員会と連携し、抽出したリスクの監督組織の整理、明確化を行い、より実効性のあるリスク管理体制の構築を推進しております。

(3) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社の取締役会は代表取締役及び業務執行取締役5名、非業務執行取締役2名、及び監査等委員である取締役4名の合計11名により構成され、経営の透明性、公平性を高めるために、そのうち6名を社外取締役としております。

原則として毎月1回開催し、代表取締役社長が議長を務め、業務執行に関する重要事項を審議し、議決いたします。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの柱である取締役の指名・報酬の決定についての透明性・客観性をより高めるために、取締役会の下に社外取締役を主たる委員とする指名委員会及び報酬委員会を設置し、社外取締役が関与する体制を構築しております。

さらに取締役会が所管取締役不在部門の責任者から毎月の実績報告及び重要事項の報告を受け、会社運営上の問題を解決するための経営会議として、執行会議があります。

経営会議（執行会議）は、経営の基本政策及び経営方針に係る事項の審議ならびに各部門の重要な執行案件について審議いたします。経営会議（執行会議）に付議された議案のうち、必要なものは取締役会に送付され、その審議を受けております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要事項について協議・報告を行う体制をとっており、当社グループ会社から必要な協議・報告を受けております。

(5) 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組み

監査等委員は、取締役会に出席し、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について報告を受けております。また、取締役会のほか重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部統制部門からの聴取により情報収集に努め、取締役の職務執行を監査しております。

監査等委員会及び内部監査室と会計監査人の連携につきましては、緊密な連携を保ちつつ、監査等委員会は監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、内部監査室は内部監査の年間計画、監査手続、監査結果の利用等について協議を行い、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ 企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	28,651	流動負債	15,709
現金及び預金	6,457	支払手形及び買掛金	6,779
受取手形及び売掛金	11,001	電子記録債務	3,177
電子記録債権	2,231	短期借入金	2,898
商品及び製品	5,165	1年内返済予定の長期借入金	743
仕掛品	501	1年内社債予定の社債	10
原材料及び貯蔵品	2,675	リース債務	248
その他	624	未払法人税等	54
貸倒引当金	△6	未払金	822
固定資産	39,194	賞与引当金	582
有形固定資産	23,929	役員賞与引当金	12
建物及び構築物	25,357	その他	379
機械装置及び運搬具	22,906	固定負債	3,012
工具、器具及び備品	3,836	社債	30
土地	7,886	長期借入金	1,509
リース資産	1,025	リース債務	380
建設仮勘定	61	役員退職慰労引当金	56
減価償却累計額	△37,144	役員株式給付引当金	23
無形固定資産	430	株主優待引当金	12
投資その他の資産	14,835	退職給付に係る負債	247
投資有価証券	12,748	資産除去債務	34
退職給付に係る資産	1,347	繰延税金負債	669
繰延税金資産	60	その他	47
その他	1,163	負債合計	18,721
貸倒引当金	△484	[純資産の部]	
資産合計	67,845	株主資本	46,567
		資本金	2,122
		資本剰余金	2,114
		利益剰余金	42,607
		自己株式	△277
		その他の包括利益累計額	2,045
		その他有価証券評価差額金	743
		為替換算調整勘定	855
		退職給付に係る調整累計額	446
		新株予約権	125
		非支配株主持分	385
		純資産合計	49,124
		負債純資産合計	67,845

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		43,667
売上原価		36,061
売上総利益		7,605
販売費及び一般管理費		7,181
営業利益		424
営業外収益		
受取利息	72	
受取配当金	76	
為替差益	584	
持分法による投資利益	635	
補助金収入	109	
その他	108	1,586
営業外費用		
支払利息	27	
社債利息	0	
支払手数料	4	
減価償却費	107	
その他	18	157
経常利益		1,853
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	8	
子会社清算益	291	307
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	23	
減損損失	0	
子会社清算損	160	
公開買付対応費用	121	305
税金等調整前当期純利益		1,855
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	385	675
当期純利益		1,179
非支配株主に帰属する当期純利益		72
親会社株主に帰属する当期純利益		1,107

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	2,098	2,091	42,629	△41	46,778
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	17	17			34
譲渡制限付株式報酬	6	6			12
剰余金の配当			△1,128		△1,128
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,107		1,107
自己株式の取得				△236	△236
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	23	23	△21	△236	△211
当期末残高	2,122	2,114	42,607	△277	46,567

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	584	△221	694	1,057	155	304	48,296
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)							34
譲渡制限付株式報酬							12
剰余金の配当							△1,128
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,107
自己株式の取得							△236
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	159	1,077	△247	988	△30	81	1,039
当期変動額合計	159	1,077	△247	988	△30	81	827
当期末残高	743	855	446	2,045	125	385	49,124

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 東北東華色素株式会社
韓国特殊インキ工業株式会社
株式会社チマニートオカ
トオカ（タイランド）株式会社
浙江迪克東華精細化工有限公司
T&K TOKA U.S.A., INC.
Van Son Holland Ink Corporation of America
Midwest Ink Co.

東華油墨国際(香港)有限公司の清算に伴い、第2四半期連結会計期間において連結の範囲から除外しております。また、Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.の清算に伴い、第3四半期連結会計期間において連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 9社
- ・主要な会社等の名称 杭華油墨股份有限公司
三和合成股份有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・会社の名称 トオカインキ（バングラデシュ）株式会社
- ・持分法を適用しない理由 当連結会計年度において、当期純利益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いたとしても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社チマニートオカ、韓国特殊インキ工業株式会社、トオカ(タイランド)株式会社、浙江迪克東華精細化工有限公司、T&K TOKA U.S.A., INC.、Van Son Holland Ink Corporation of America、Midwest Ink Co.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上してしております。）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. 棚卸資産

・商品・製品・半製品・原材料・仕掛品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～17年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

一部の連結子会社は、貸倒見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、主として従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

ヘ. 事業整理損失引当金

一部の連結子会社は事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

ト. 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度より費用処理（費用の減額）しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは印刷インキ、印刷機及び印刷関連機材、機能性樹脂、精密分散品等を製造あるいは仕入れて、これらの製品・商品を顧客に販売する事業を主な事業としており、顧客との販売契約において受注した製品・商品を提供する義務を負っております。通常は引渡時点において顧客が製品・商品の支配を獲得し履行義務が充足されますが、製品・商品の出荷時から顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であると判断していることから、国内の取引については、出荷時点で収益を認識しております。

一部の印刷機械の販売においては、仕様通りの機能発揮が顧客により確認された時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。

輸出取引については、顧客ごとの契約により履行義務を充足する時点が異なり、契約に応じて、船積時点または引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客からの返品及び値引等を控除した金額で測定しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約、通貨オプション及び金利スワップ

ヘッジ対象

原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金

ハ. ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、主として5年間の定額法により償却を行っております。但し、少額なものは発生時に一括償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上した有形固定資産及び無形固定資産には、連結子会社である浙江迪克東華精細化工有限公司（以下、浙江東華）の有形固定資産及び無形固定資産3,596百万円が含まれています。

(2) その他の情報

① 算定方法

当社グループは、管理会計上の区分に基づき、固定資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

浙江東華の営業活動から生ずる損益は、中国における新型コロナウイルス感染症対策に伴い、工場の操業及び生産が遅れたことから、事業立上げ当初の計画に比して著しく下方に乖離しており、減損の兆候が認められるため、当連結会計年度において当該資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定を行いました。その結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画に基づいて見積もっております。事業計画に用いた主要な仮定は、今後の需要見込みに基づく販売数量です。

③ 翌年度の連結計算書類にあたる影響

事業計画の未達に伴い、将来獲得しうる将来キャッシュ・フローが減少すると見込まれる場合には、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） △608百万円

繰延税金負債と相殺前の金額 1,257百万円（内、株式会社T & K TOKA 1,126百万円）

(2) その他の情報

① 算定方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当連結会計年度末の繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）には、当社が2022年10月に連結子会社Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.を清算したことに起因する繰越欠損金を含まれます。当該将来減算一時差異は将来の課税所得の見積に基づき回収可能であると判断しております。

- ② 主要な仮定
 将来獲得しうる課税所得は、事業計画に基づいて見積もっております。事業計画に用いた主要な仮定は、今後の需要見込みに基づく販売数量です。
- ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響
 事業計画の未達に伴い、将来獲得しうる課税所得が減少すると見込まれる場合には、繰延税金資産の取り崩しが必要になる可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
 持分法を適用していない関連会社であるトオカインキ（バングラデシュ）株式会社の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式19百万円を担保に供しております。
- (2) 受取手形裏書譲渡高 23百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,603千株	61千株	－千株	22,664千株

※普通株式の発行済株式数の増加は、譲渡制限付株式14千株、新株予約権の行使47千株によるものであります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年6月24日開催の第80回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 676百万円
- ・ 1株当たり配当額 30.0円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月27日

ロ. 2022年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 452百万円
- ・ 1株当たり配当額 20.0円
- ・ 基準日 2022年9月30日
- ・ 効力発生日 2022年12月5日

(注) 2022年11月7日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金4百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2023年6月23日開催の第81回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

・ 配当金の総額	452百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	20.0円
・ 基準日	2023年3月31日
・ 効力発生日	2023年6月26日

(注) 2023年6月23日開催の第81回定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金4百万円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
- | | |
|--------|----------|
| ・ 普通株式 | 172,400株 |
|--------|----------|

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に印刷インキ製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延先については営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期決算ごとに時価結果を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に、運転資金及び設備投資に係る資金調達です。外貨建借入金は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、目的、範囲等を定めた社内規程に従って行っており、信用度の高い相手先のみ取引を行っております。

連結計算書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注) 2.参照）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 受取手形及び売掛金	11,001百万円	11,001百万円	△0百万円
(2) 電子記録債権	2,231	2,231	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	22	20	△2
その他有価証券	2,534	2,534	－
関係会社株式	8,939	16,301	7,362
(4) 支払手形及び買掛金	(6,779)	(6,779)	－
(5) 電子記録債務	(3,177)	(3,177)	－
(6) 短期借入金	(2,898)	(2,898)	－
(7) 長期借入金	(2,253)	(2,254)	1
(8) 社債	(40)	(40)	0

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 受取手形及び売掛金、(2) 電子記録債権

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債権は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。短期借入金のうち当座貸越契約しているものは極度額8,369百万円で、当期末において当該契約に基づく借入実行残高は1,819百万円です。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される割引率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

連結計算書類

(注) 2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,252百万円

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,534	—	—	2,534
資産計	2,534	—	—	2,534

連結計算書類

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	－	11,001	－	11,001
電子記録債権	－	2,231	－	2,231
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	20	－	20
関係会社株式	16,301	－	－	16,301
資産計	16,301	13,252	－	29,554
支払手形及び買掛金	－	6,779	－	6,779
電子記録債務	－	3,177	－	3,177
短期借入金	－	2,898	－	2,898
長期借入金	－	2,254	－	2,254
社債	－	40	－	40
負債計	－	15,150	－	15,150

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との収益から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントは印刷インキ事業のみであります。主たる収益を財またはサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	印刷インキ事業
平版インキ	7,805
UVインキ	21,298
その他インキ	5,349
その他 商品	3,372 5,840
顧客との契約から生じる収益	43,667

各種類財又はサービスの特徴は、以下のとおりであります。

平版インキ (オフセットインキ)	印刷方式の中でもっとも主流な方式であり、平らな形状の印刷版上の水（湿し水）と油（インキ）が反発する性質を利用する方式であります。主な用途はポスター、パンフレット、カタログ、雑誌、チラシなどです。
UVインキ (紫外線硬化型インキ)	印刷後、UV（紫外線）を照射することにより、瞬時に硬化（乾燥）するインキで、乾燥が速いこと、皮膜が固い性質が活用され、紙だけではなく、フィルム、金属に印刷されます。主な用途は紙器、ラベル、カード、パンフレット、各種缶などです。
その他インキ	樹脂凸版インキ（フレキソインキ）、グラビアインキ等、上記以外の印刷インキです。
その他	機能性樹脂、ブランケットなどです。
商品	当社グループが製造した製品以外の売上であり、他社から購入した財・サービスです。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	13,232百万円
契約負債	27百万円

② 残存履行義務に配分した取引価格

予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額及び、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,172円22銭

(2) 1株当たり当期純利益 49円29銭

(注) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度234,600株）。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	19,648	流動負債	13,316
現金及び預金	2,094	買掛金	5,836
受取手形	1,041	電子記録債務	3,177
売掛金	8,455	短期借入金	1,700
電子記録債権	2,130	1年内返済予定の長期借入金	742
商品及び製品	3,422	リース債務	232
仕掛品	227	未払金	763
原材料及び貯蔵品	1,380	未払費用	152
前払費用	91	未払法人税等	17
1年内回収予定の長期貸付金	842	前受金	27
その他	394	預り金	72
貸倒引当金	△434	賞与引当金	573
固定資産	30,424	役員賞与引当金	2
有形固定資産	16,848	その他	18
建物	8,228	固定負債	1,913
構築物	252	長期借入金	1,507
機械及び装置	1,646	リース債務	332
車両運搬具	5	役員株式給付引当金	23
工具、器具及び備品	276	株主優待引当金	12
土地	6,035	資産除去債務	34
リース資産	361	その他	2
建設仮勘定	41	負債合計	15,229
無形固定資産	234	[純資産の部]	
特許権	13	株主資本	33,978
ソフトウェア	61	資本金	2,122
リース資産	154	資本剰余金	2,114
その他	4	資本準備金	2,114
投資その他の資産	13,342	利益剰余金	30,019
投資有価証券	2,619	利益準備金	137
関係会社株式	2,789	その他利益剰余金	29,882
出資金	25	研究開発積立金	11,287
関係会社出資金	3,018	固定資産圧縮積立金	708
関係会社長期貸付金	4,118	別途積立金	10,000
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	7,886
長期前払費用	114	自己株式	△277
前払年金費用	659	評価・換算差額等	739
繰延税金資産	288	その他有価証券評価差額金	739
その他	188	新株予約権	125
貸倒引当金	△478	純資産合計	34,843
資産合計	50,073	負債純資産合計	50,073

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		34,684
売上原価		29,140
売上総利益		5,544
販売費及び一般管理費		5,122
営業利益		422
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	796	
受取賃貸料	58	
為替差益	628	
技術援助料	37	
補助金収入	12	
その他	29	1,562
営業外費用		
支払利息	11	
貸倒引当金繰入額	113	
支払手数料	4	
減価償却費	14	
その他	15	159
経常利益		1,824
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	8	
子会社清算益	1,357	1,366
特別損失		
固定資産除却損	23	
減損損失	0	
公開買付対応費用	121	
その他	0	145
税引前当期純利益		3,046
法人税、住民税及び事業税	67	
法人税等調整額	360	428
当期純利益		2,618

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準備金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 合 計
				研 究 発 開 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	2,098	2,091	2,091	137	11,287	727	10,000	6,378	28,530
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	17	17	17						
譲渡制限付株式報酬	6	6	6						
固定資産圧縮積立金の取崩						△18		18	－
剰余金の配当								△1,128	△1,128
当期純利益								2,618	2,618
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	23	23	23	－	－	△18	－	1,507	1,489
当期末残高	2,122	2,114	2,114	137	11,287	708	10,000	7,886	30,019

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△41	32,679	581	581	155	33,416
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		34				34
譲渡制限付株式報酬		12				12
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△1,128				△1,128
当期純利益		2,618				2,618
自己株式の取得	△236	△236				△236
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			157	157	△30	127
当期変動額合計	△236	1,299	157	157	△30	1,426
当期末残高	△277	33,978	739	739	125	34,843

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

- ・関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法によっております。

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上してしております。）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・半製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用については、平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度より費用処理（費用の減額）しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

印刷インキ、印刷機及び印刷関連機材、機能性樹脂、精密分散品等を製造あるいは仕入れて、これらの製品・商品を顧客に販売する事業を主な事業としており、顧客との販売契約において受注した製品・商品を提供する義務を負っております。通常は引渡時点において顧客が製品・商品の支配を獲得し履行義務が充足されますが、製品・商品の出荷時から顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であると判断していることから、国内の取引については、出荷時点で収益を認識しております。

一部の印刷機械の販売においては、仕様通りの機能発揮が顧客により確認された時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。

輸出入取引については、顧客ごとの契約により履行義務を充足する時点が異なり、契約に応じて、船積時点または引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客からの返品及び値引等を控除した金額で測定しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ

ヘッジ対象 …… 原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社出資金及び関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社出資金 3,018百万円

関係会社貸付金 4,961百万円

(2) その他の情報

① 算定方法

実質価額が取得原価から著しく下落した関係会社出資金は、関係会社の将来の事業計画に基づき回復可能性等を勘案しますが、回復可能性がない場合には評価損を計上しております。関係会社貸付金については、回収可能性に疑義のある場合には、相手先の財政状態及び将来の事業計画に基づき回収可能性を見積もっております。

当事業年度末の関係会社出資金には、連結子会社である浙江迪克東華精細化工有限公司(以下、浙江東華)への出資金3,018百万円、関係会社貸付金には、浙江東華への貸付金3,405百万円が含まれます。浙江東華の主な資産は、有形固定資産及び無形固定資産3,596百万円であり、固定資産の減損損失が計上された場合、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落する可能性があります。その結果、関係会社出資金は評価損を計上する可能性があり、関係会社貸付金は回収可能性に疑義が生じる可能性があります。

当事業年度において、浙江東華の有形固定資産及び無形固定資産には減損の兆候が生じており、当該

資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定を行いました。その結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断しております。また、当事業年度末における浙江東華の実質価額は著しく下落しておらず、関係会社貸付金の回収可能性に疑義はないと判断しております。

② 主要な仮定

固定資産の減損判定に用いられた割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画に基づいて見積もっております。事業計画に用いた主要な仮定は、今後の需要見込みに基づく販売数量です。

③ 翌年度の計算書類にあてる影響

事業計画の未達に伴い、将来獲得しうる将来キャッシュ・フローが減少すると見込まれる場合には、減損損失の認識が必要となり財政状態が悪化し、実質価格が著しく下落した場合には、評価損の計上や貸倒引当金の計上が必要になる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	288百万円
繰延税金負債と相殺前の金額	1,126百万円

(2) その他の情報

① 算定方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当事業年度末の繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）には、連結子会社Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.を2022年10月に清算したこと起因する繰越欠損金を含みます。当該将来減算一時差異は将来の課税所得の見積に基づき回収可能であると判断しております。

② 主要な仮定

将来獲得しうる課税所得は、事業計画に基づいて見積もっております。事業計画に用いた主要な仮定は、今後の需要見込みに基づく販売数量です。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

事業計画の未達に伴い、将来獲得しうる課税所得が減少すると見込まれる場合には、繰延税金資産の取り崩しが必要になる可能性があります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の「6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 31,969百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務
 短期金銭債権 2,403百万円
 短期金銭債務 86百万円

(4) 担保に供している資産

持分法を適用していない関連会社であるトオカインキ（バングラデシュ）株式会社の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式19百万円を担保に供しております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高
 売上高 4,492百万円
 仕入高 1,470百万円
 営業取引以外の取引高 2,123百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末の株式数
普通株式	50千株	234千株	一千株	284千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加234千株は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への株式報酬制度のために設定した株式交付信託の取得によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	427百万円
賞与引当金	173
未払費用	24
減価償却費	68
子会社債権譲渡損	69
投資有価証券評価損	135
貸倒引当金	276
退職給付引当金	330
資産除去債務	10
その他	125
繰延税金資産小計	1,643
評価性引当額	516
繰延税金資産合計	1,126
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	65
固定資産圧縮積立金	242
その他有価証券評価差額金	322
前払年金費用	199
未収事業税	7
繰延税金負債合計	838
繰延税金資産の純額	288

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科 目	期 末 残 高
子会社	浙江迪克東華精細化工有限公司	所有 直接100%	資金の貸付及び 製品の販売 並びに原材料の仕入	製品の販売	151	売掛金	54
				原材料の仕入	214	買掛金	13
				資金の貸付 (注)	-	1年内回収予定の長期貸付金	272
						長期貸付金	3,133
利息の受取 (注)	121	-	-				
子会社	T&K TOKA U.S.A., INC.	所有 直接100%	資金の貸付 及び製品の販売	製品の販売	1,670	売掛金	854
				資金の貸付 (注)	-	1年内回収予定の長期貸付金	123
						長期貸付金	517
				利息の受取 (注)	21	-	-
子会社	Van Son Holland Ink Corporation of America	所有 間接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	-	1年内回収予定の長期貸付金	427
						長期貸付金	467
				利息の受取 (注)	22	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,551円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 116円54銭 |

(注) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度234,600株）。

8. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社T & K TOKA
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原山精一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T & K TOKAの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T & K TOKA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社T & K TOKA
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T & K TOKAの2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社T & K TOKA 監査等委員会

監査等委員 大 高 健 司 ㊟

監査等委員 野 口 郷 司 ㊟

監査等委員 英 公 一 ㊟

監査等委員 木 村 英 明 ㊟

(注) 監査等委員 大高健司、野口郷司、英公一及び木村英明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時

2023年6月23日(金曜日) 午前10時 (受付開始予定: 午前9時)

開催場所

ホテルメトロポリタン 4階 「桜」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 TEL 03-3980-1111 (代表)

交通のご案内

「池袋駅」

JR

●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン

東京メトロ

●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線

西武池袋線

東武東上線

- 1 JR線メトロポリタン口 ▶▶ 徒歩約1分
- 2 南口 ▶▶ 徒歩約2分
- 3 西口 ▶▶ 徒歩約3分
- 4 副都心線2a出口 ▶▶ 徒歩約3分



ホテル
メトロポリタン

スマートフォンやタブレット
端末から右記のQRコードを
読み取るとGoogleマップ
にアクセスいただけます。

